

新旧対照表

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成二十四年福岡県条例第一号）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四の二 (略)</p> <p>四の三 準違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転（車両のうち自動車、原動機付自転車及び自転車に係るものに限る。）を行つた者のうち違反者以外の者</p> <p>四の四～十 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四の二 (略)</p> <p>四の三 準違反者 道路交通法第六十五条第一項の規定に違反して飲酒運転（車両のうち自動車及び原動機付自転車に係るものに限る。）を行つた者のうち違反者以外の者</p> <p>四の四～十 (略)</p> |